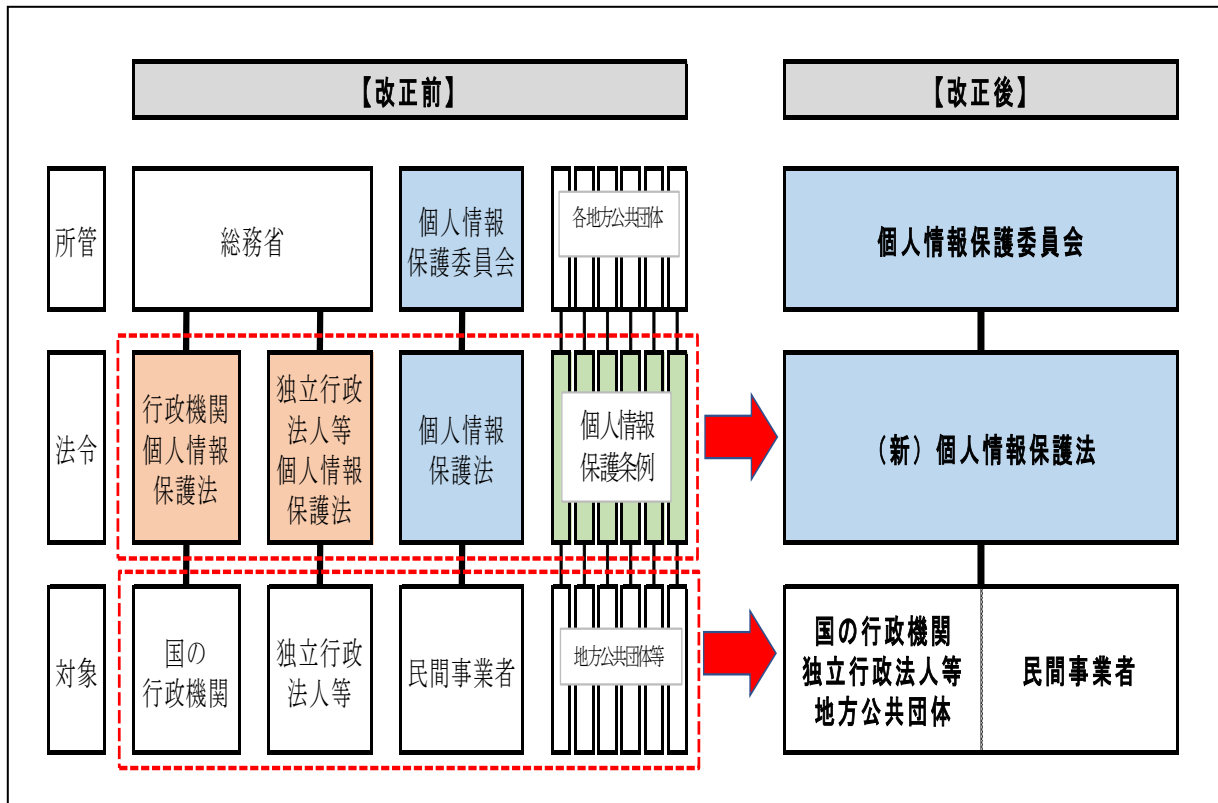


(仮称) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

1 条例の制定の目的及び背景

令和3年5月に、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の規定については令和5年4月1日から施行されることになりました。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法において全国共通の基本的なルールが整備された一方、開示請求等に係る手数料等の最小限の独自の措置を条例で定めることができることとされました（統合のイメージ図は次のとおりです。）。



これを受けまして、本市では、現行の小田原市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止し、新たに(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」といいます。）を制定することを予定しています。

このパブリックコメントは、(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について意見を募集するものです。

2 法と法施行条例との関係及び本市の対応について

法施行条例では、法が許容する範囲内（法に反しない範囲で市民等にとって法より有益な場合等に限る。）において定めることができる事項があります。その主な事項及び本市の対応については、次のとおりです。

項目 (根拠規定)		本市の対応
1 条例で定める必要があるとされている事項		
(1)	開示請求に係る手数料 (法第 89 条第 2 項)	法は、開示請求に係る手数料を徴収することとしていますが、本市では、現行の運用と同様とするため、開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付代（コピー代等の実費）を徴収することとします。
(2)	行政機関等匿名加工情報制度（※注釈 1）の利用に係る手数料 (法第 119 条第 3 項・第 4 項)	行政機関等匿名加工情報制度については、都道府県及び政令指定都市は義務となります（法第 111 条）が、それ以外の市町村は、当分の間、実施は任意となっています（法附則第 7 条）。 本市の対応としては、行政機関等匿名加工情報制度の導入に関して検討を行うため、実施の仕組みが整うまでは、行政機関等匿名加工情報制度の導入は見送ることとします。 つきましては、法施行条例に行政機関等匿名加工情報制度の利用に係る手数料規定は定めないこととします。
2 条例で定めることができる」とされている事項		
(1)	条例要配慮個人情報 (法第 60 条第 5 項)	法で定めている 11 項目の要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項、※注釈 2）に加えて、法施行条例に地域の特性に応じた条例要配慮個人情報を定めることが可能ですが、本市では、現行条例にその規定はなく、また地域特性に応じて要配慮個人情報を規定する特別な事情もないことから、当該規定は条例に定めないこととします。

(2)	個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成 (法第 75 条第 5 項)	法は、個人情報ファイル簿の作成義務を定めており（法第 75 条第 1 項）、それに加えて別の帳簿として、現行の個人情報取扱事務登録簿を残すことも可能ですが、当該登録簿を残すことは、事務の重複が生じ、非効率でもあることから、本市では、現行の個人情報取扱事務登録簿を廃止することとします。
(3)	開示決定等の期限 (法第 83 条及び第 108 条)	法は、開示決定期限を 30 日以内としています（法第 83 条第 1 項）が、本市では、現行の運用と同等とするため、開示決定期限を 15 日以内として法より短縮することとします。
(4)	訂正請求又は利用停止請求 (法第 90 条、第 98 条及び第 108 条)	法は、開示決定に基づき開示を受けた個人情報に限定して、訂正請求（法第 90 条第 1 項）又は利用停止請求（第 98 条第 1 項）ができるとしていますが、本市では、現行の運用と同様とするため、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報について、開示決定を受けたものに限定しないこととします。
(5)	審議会等への諮問 (法第 129 条)	現行条例に規定されていた個人情報保護運営審議会は、法の適用により当該審議会に意見を聴く場面が無くなるため、廃止することとし、制度の見直し等の諮問については、個人情報保護審査会に諮問することとします。
3 その他の事項		
(1)	運用状況の公表	毎年度、個人情報保護制度に係る運用の状況を公表することとします。

【※注釈】

1	行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。法により、都道府県及び政令指定都市においては、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、民間事業者等からの提案受付から審査、提供までを行う制度を実施することが義務付けられました。
---	---

2	<p>要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報を行います。なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらないとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴 (6) 犯罪により害を被った事実 (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果 (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。） (11) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
---	--

3 関係条例の改正（小田原市重度障害者医療費助成条例の一部改正）

重度障害者医療費の助成に要する費用について神奈川県から補助金の交付を受けるため必要があると認める場合の所得状況の調査等の規定を廃止します。

4 施行日

令和5年4月1日